

趣旨説明申出書（参考様式）

令和 年 月 日

埼玉県議会議長 様

請願者 \_\_\_\_\_

説明希望者 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

請願に係る趣旨説明申出書

令和 年 月 日付「 \_\_\_\_\_ についての請願」について、付託される委員会での審査時に趣旨説明を行うことを希望します。

※御提出に当たっては、別添「請願に係る趣旨説明に関する留意事項」を御確認ください。

(別添)

請願に係る趣旨説明に関する留意事項

1. 委員会で趣旨説明を行う場合、委員長（委員会）の許可が必要になります。  
許可、不許可の見込み、説明日時及び場所については、後日、郵送にて事務局より御連絡します。
2. 趣旨説明が許可されたものの指定日時及び場所にお越しいただけない場合は、理由のいかんを問わず発言することはできません。なお、議事進行の関係上、発言するまでの間、長時間お待ちいただく可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
3. 説明者（請願者に限る）は1人に限ります。  
また、説明時間は5分以内です。
4. 趣旨説明を許可する対象となる請願は、県政に関するものです。以下のよう  
な請願は、許可の対象外となります。  
〔 ・ 国等、他の機関に対して、県から働き掛けを求めるもの  
 ・ 個人に関する内容であるもの 〕
5. 趣旨説明の終了後、委員から質疑がなされた場合は、御対応をお願いします。  
また、説明者から委員に対する質問は認められません。
6. 趣旨説明のために来庁するための費用弁償はありません。
7. パネルや写真等の資料の使用、委員への追加資料の配布はできません。
8. そのほか、委員会においては、委員長の指示に従っていただきます。